

令和6年3月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和6年3月22日（金）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時52分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 花田 忠雄 教育長
 - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
 - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
 - 笠原 陽子 委員
 - 佐藤 麻子 委員

- 6 出席職員

教育局長	落合 嘉朗
県立高校改革担当局長	石塚 裕之
副局長	羽鹿 直樹
教育参事監	濱田 啓太郎
総務室長	市川 秀樹
行政部長	高安 賢昌
指導部長	増田 年克
支援部長	古島 そのえ
企画調整担当課長	鈴木 寿則
管理担当課長	高橋 敦
県立高校改革担当課長	原田 賢
行政課長	増田 慎
参事兼教職員人事課長	田村 暢
県立学校人事担当課長	市川 幸春
高校教育課長	渡貫 由季子
高校教育企画担当課長	廣幡 清広
子ども教育支援課長	長田 裕一郎

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

教育委員会 3月臨時会 会議日程

日時 令和6年3月22日（金）9時30分から

場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第1

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 臨教第55号議案 | 神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則 |
| 臨教第56号議案 | 令和7年度学科改編対象校の設置計画について |
| 臨教第57号議案 | 神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画の改定について |
| 臨教第58号議案 | 人事案件について |
| 臨教第59号議案 | 人事案件について |

2 協議・報告事項

- | | |
|-----|--|
| 報告1 | 令和6年度神奈川県公立高等学校入学者選抜学力検査の結果について |
| 報告2 | 「令和5年度 神奈川県立高等学校及び中等教育学校 生徒による授業評価」の結果について |
| 報告3 | 不祥事防止の取組について |
| 報告4 | 「2024年度における公正な教科書採択のために（陳情）」について |

教育委員会 3月臨時会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 3月臨時会を開会いたします。
本会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第16条の2第2項に基づくオンラインの出席により、関係職員が出席することを認めております。
本日の会議録署名委員ですが、佐藤委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

佐藤委員 (了解)

教育長 本日の議題ですが、日程第1として「神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則」ほか4件の付議案件があります。
また、協議・報告事項として「令和6年度神奈川県公立高等学校入学者選抜学力検査の結果について」ほか3件の報告があります。
お諮りいたします。日程第1の臨教第58号議案及び臨教第59号議案は、人事に関する案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思ひますが、ご異議はございませぬか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入りたいと思ひます。
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでは、日程第1の臨教第55号議案に入ります。

臨教第55号議案 **神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則**
説明者 増田行政課長

行政課長 ファイル01をお開きください。臨教第55号議案「神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明します。
「臨教第55号議案」1/4ページをご覧ください。提案理由ですが、県立高校改革実施

計画（Ⅱ期）に基づく県立高等学校の専門学科の改編に伴い、生徒の在籍がなくなる学科に関する規定を削除するため、所要の改正をいたしたく提案するものです。

2/4ページと3/4ページが改正規則案及び新旧対照表となっております。

具体的な内容については、4/4ページ「臨教第55号議案関係」でご説明します。まず、「1 改正の趣旨」は資料記載のとおりです。

次に、「2 改正の内容」ですが、規則の別表第1の海洋科学高等学校について、「単位制による全日制の課程」の「海洋科学科」を削除します。

「3 施行期日」については、令和6年4月1日から施行したいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員 それではご質問がありましたらお願いします。

佐藤委員 この課程の最後の卒業生は何人ですか。

県立高校改革担当課長 3年生で、この3月で93名全員卒業しました。

下城委員 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いします。

教育長 ただいまの臨教第55号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き下城委員をお願いします。

下城委員 では次に、臨教第56号議案に移ります。

臨教第56号議案 令和7年度学科改編対象校の設置計画について

説明者 廣幡高校教育企画担当課長

高校教育企画担当課長 臨教第56号議案「令和7年度学科改編対象校の設置計画について」ご説明します。ファイル02をお開きください。「臨教第56号議案」をご覧ください。「令和7年度学科改編対象校の設置計画について」決定いたしたく提案するものです。対象校は、二俣川看護福祉高校です。令和4年10月に策定された県立高校改革実施計画

(Ⅲ期)に基づき、対象校と県教育委員会から構成された準備委員会を設置し、令和7年4月の学科改編に向け、検討してきました。令和5年9月には基本的な考え方をまとめた設置基本計画案を発表し、すでに県教育委員会のホームページに掲載しておりますが、これを基にさらに詳細なものとしてまとめたものが、この設置計画(案)です。なお、設置計画(案)については、この3月に開催された神奈川県議会文教常任委員会での報告を踏まえ、本日提案させていただいております。

対象校における主な内容について概要を説明します。それでは、2/11ページ以降の「二俣川看護福祉高校(普通科)設置計画(案)」をご覧ください。設置基本計画案から追記した主な内容についてご説明します。

4/11ページをご覧ください。生徒の具体的な学校生活に関わる〈日課表〉を追記しました。主体的な学習に向かう姿勢が身に付くことを期待して、毎朝10分間の朝学習を設定しました。

次に、6/11ページ「(4)教育課程表」をご覧ください。3ページにわたって、特徴的な教育内容を記載し、設置基本計画案より詳細なものとなっています。

6/11ページにお戻りいただき、教育課程表をご覧ください。設置基本計画案の策定時からお示ししているとおおり、上級学校での高度な専門教育に対応するため、普通科では、基礎的な科目から発展的な科目までを設置し、基礎学力の定着と向上を図り、確かな学力を育成し、生徒一人ひとりの学習の充実と進路実現に向け、発展的な学習の充実を図る授業を展開します。また、選択科目や短期集中講座等において、これまでに培ってきた看護・医療・保健等分野の専門教育を行い、「看護の心・福祉の心・奉仕の心」を育む学びと実践的・体験的な学習活動の機会を充実させることとしています。これらの考えに基づき、6/11ページと7/11ページに記載の3年選択科目にあるとおおり、進路希望に応じた科目を選べるようにしました。

また、7/11ページ中段以降に記載しております、「看護の心」を育むという設置の目的と福祉科の併置の特色をいかした選択科目として、「基礎看護」「社会福祉基礎」「医療理科」などの科目を設置し、生徒一人ひとりの興味・関心や看護・医療・保健等分野への進路希望に応じた教育課程を編成します。詳細については、後ほどご覧いただければと思います。

本日決定をいただきましたら、対象校においては、この「設置計画」を指針として、記載されている「設置の目的」や「基本的コンセプト」を踏まえた具体的な学校づくりを進め、令和7年4月から新たな教育活動を開始します。

「令和7年度学科改編対象校の設置計画について」の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員

それではご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それではご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いします。

教育長

それではただいまの臨教第56号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
それでは引き続き、下城委員お願いします。

下城委員 では次に、進行の関係から協議・報告事項の報告1に移ります。

報告 1 **令和6年度神奈川県公立高等学校入学者選抜学力検査の結果について**
説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 報告1「令和6年度神奈川県公立高等学校入学者選抜学力検査の結果について」報告します。報告の前に、今回導入したインターネット出願システムにおいて、メールの不具合や、受検料の二重納付など、受検生とその保護者、さらには中学校にご心配、ご迷惑をおかけしたことについて、改めてお詫び申し上げます。

令和6年度入学者選抜については、昨日、定通分割選抜の合格発表を行い、全ての選抜日程を終えました。今回の入学者選抜においても、各高校において「再発防止・改善策」に基づき、「採点誤りのない入学者選抜」に取り組んできました。また、教育委員会事務局による再点検を実施し、全ての学校において、各校統一した基準により適正に採点が行われていることが確認できました。令和7年度入学者選抜においては、「採点誤りのない入学者選抜」に全力で取り組むとともに、インターネット出願システムについては、発生した不具合を検証し、再発防止のために必要な対策を講じた上で、システムの運用を継続していきます。

それでは、報告1の資料「1 合格者平均点の推移」をご覧ください。全日制の課程では、国語が64.0点と最も高く、外国語（英語）が47.0点で最も低くなっています。最も平均点が高い教科と低い教科の差は17.0点となっています。中間点のある記述式問題の数は、昨年度と同様、外国語（英語）、国語で各1問とし、その他の問題は全て選択式問題としました。次に、定時制の課程では、国語が58.2点と最も高く、外国語（英語）が52.7点で最も低くなっています。中間点のある記述式問題の数は、昨年度と同様、外国語（英語）で2問、数学で1問とし、その他の問題は全て選択式問題としました。

報告の後半には、「2 結果の概況」として、正答率が高い問題と低い問題を記載しております。また、次ページ以降には、教科ごとの得点分布や設問ごとの正答率等、詳細を記載しております。後ほどご覧いただけたらと思います。

説明は以上です。これらの結果については、県のウェブサイトに掲載し広く周知するとともに、子ども教育支援課を通して県内公立中学校に周知します。また、来年度の入学者選抜に向けては、公立中学校長会からの意見等を踏まえ、今回の結果をより詳細に検証した上で、次年度の作問の工夫・改善に活かしていきます。

報告は以上です。

下城委員 それではご質問がありましたらお願いします。

吉田委員 この点数を見て、全日制の外国語（英語）が47点というのは、えらく低く目立つ点数かなと思うのですけれど、これは、どういうふうに解釈するのでしょうか。問題が難しかったのですか。それとも、少しレベルが下がっている。恐らく前者だと思うのですけれど、どういうふうに解釈したらよろしいですか。

高校教育課長 こちらで分析したところでは、問2という問題で、昨年度よりもやや難しい語彙が出題されております。また、問7のアという問題で、対話を読んで、動物園で5番目に見る動物を選択させる問題があったのですけれども、そちらの方で、順序を正確に読み取る必要がありました。また、問7のイという問題では、書いてある記事とポスターの英文が、昨年度の対話と比べて少し読みにくく感じた可能性があるかと考えており、主にこれらの原因から平均点が下がったのではないかと考えております。

吉田委員 追加して、これからもっと英語が必要になってくる時代、もっと力を入れなくてはいけない時代になるかと思えます。このことで、中学校の教育内容に「こういうふうにやったらよい」という形のフィードバックがなされるのでしょうか。

高校教育課長 中学校の学習指導要領に基づいて出題をしておりますので、引き続き中学校には、学習指導要領に基づいた学習内容を、しっかり取り組んでいただくということになるかと考えております。

吉田委員 適切な回答かと思うのですけれど、それに基づいて行った結果がこうだったのでしよう。それはそういうふうに解釈して、こういった形でうまくいかなかった部分で、さらに受検生だけに「頑張れ」というのは困るので。中学校の教育の中に、こういった点が弱かったといったところを何とかしてほしいということ、そういった形をするのが、また大事なことから、国全体の話を神奈川県として、そういう取組をして、もっと点数が上がる努力をしていただきたいと思います。

下城委員 他はいかがでしょう。

笠原委員 今の吉田委員の質問に少しつなぐ形です。実際の学校現場の英語学習が、かなりばらつきがある。先生方の力量による差であるとか、子どもたちの学習経験の差であるとか吉田委員のおっしゃるとおり学習指導要領に書かれていることが、確実に子どもたちに身に付いているかどうかというところは、課題がかなり大きいかと思っております。ただ一方では、この入学者選抜の問題に関して、中学校の先生方は非常に関心が高く、例えば私自身が社会科なので、社会科の先生に伺うと、最近の選抜の出題は非常に工夫をされていると。総合的な力を見るような形で、地理、歴史、公民と分け

て、知識を問うのではなくて、子どもたちが学んだことをつないで解けるような問題もでてきていて、それはそれで自分たちの授業の中にも反映していくことも必要だという意見もいただいているところなので、この結果を、先ほど課長もおっしゃったと思うのですが、中学校の方に子ども教育支援課と協力しながらフィードバックをしていくといったところで、現状の課題性であるとか、もう少し突っ込んだ議論をしていただきながら、学習の充実につなげてきた結果として、この選抜が活かされるような話し合いを積み重ねていただくことが必要かと思います。

吉田委員

もう一つだけ思い出したことがあって、我々の視察で横須賀市立大津中学校へ行きました、中学校の時代から英語を取り入れていた。学校内に入るといろいろなポスターなど、日本語と英語があって、あたかも外国に行ったような気分になったのですが、大津中学校等では、良いとか悪いとかという、個別のデータはないのかと思うのですが、もし、そういったことを分析して、大津中学校が平均点数が50点以上だったとかであれば、やり方が非常に素晴らしいのだということだし、そうでなかったらそうでないといった分析等も、ここでやっていただければありがたいと思いますので、是非よろしくをお願いします。

下城委員

他にいかがでしょうか。

私も一言よいですか。長いこと入試に携わってきたので、今伺っていて吉田委員が最初に質問をされたとおりでなと少し思いました。というのは、こうやって、英語なら英語の一つの教科の点数が低いとなったときに、何を真っ先にやるかという、次年度に向けて問題を作る側、つまり高校の先生側が、あれは少し難し過ぎたのだよねと、問題を優しくするというのをやりますよね。ところが、今年、何でこれが低かったかという、高校の先生たちはこれぐらいなら中学生は分かるだろうと、ボキャブラリーとありましたけれど、分かるだろうと思っていたのが、期待よりも分かっていなかったというのが結果で、どうして中学校の方で、高校の先生達の期待に答えられるような、中学生の英語力が育っていなかったかを考えると、もう今皆さん、最後に吉田委員も言われたような工夫とか、笠原委員の中学の現場での、もう一回検討のし直しとかはあると思うのですが、そこにつないでいくとよいと思うのですが、やはり一番思うのは、子どもたちの好奇心というのですか、英語を教えたからできるというのではなくて、教えてもらった子どもたちが、どんどんそこから伸びて、英語は言葉ですから、会話ですから、今の時代はSNSなどでふれる機会は多くあるはずなので、今、吉田委員が言われたように、学校にポスターを貼るのもよいのですけれど、もっと子どもたちが自主的、主体的に、学校で習った、教科書で習ったことから、こんなボキャブラリーでこんな表現があるのだとか、今だったらSNSで、野球でもよいのですけれど、もういろいろ、国際的なニュースも入ってくる。好奇心を持つ、主体的な学びの一番根底の好奇心を持つということが大事というか、それが足りなかったとしたら少しもったいないな、中学の教育をもう少し頑張らなくてはならないということになるでしょうし、大いに先生たちが教える以上に教えて、子どもたちが好奇心を持てるようにと育てるといことは、本当は一番大事なのだらうなと思

って少し聞いていました。そういうふうに、中学校にお伝えいただければと思ったところでは。

佐藤委員 英語は平均点が47点で低いのです。分布を見ると最頻値が20点台が一番多くて、そのあとも、結構人数がいるので。笠原委員のおっしゃったように、バラけているのだらうと思うのです。そうすると、吉田委員がおっしゃったように、うまくいっている学校のやり方を見習うというやり方も有効かと思う一方、学校別の点数を出すと序列化につながってしまうのか。そう辺をどうしたらよいのかなと、今、考えていました。

下城委員 今の点はいかがでしょう。

高校教育課長 先ほど吉田委員もおっしゃった、学校別の点数の分析はしておりません。ただ、入試の点数ということでは、最終的にはつながってくると思うのですが、授業改善というか、授業によって生徒に必要な資質能力を身に付けさせるための方策という部分については、先進的な取組を行っている学校の事例や、うまくいった例などは共有しながら進めていくと考えております。

下城委員 よろしいでしょうか。他はいかがでしょう。
それでは、よろしければ報告は以上とさせていただきます、次に、進行の関係から報告2に移ります。

報告2 「令和5年度 神奈川県立高等学校及び中等教育学校 生徒による授業評価」の結果について

説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 報告2をお開きください。令和5年度に実施した生徒による授業評価の結果について、ご報告します。「(1) 概要」の表をご覧ください。県立高等学校及び中等教育学校(後期課程)の生徒全員を対象に、第1回は7月から8月、第2回は12月から1月に実施しました。「(2) 主な結果」をご覧ください。第2回の集計結果を示した表となります。共通教科における「かなり当てはまる」と「ほぼ当てはまる」の合計の割合を記載しています。昨年度までは、調査の実施年度と前年度の比較をお示ししておりました。今年度は、令和元年度からの経年変化が分かるようにお示ししております。令和元年度は、学習指導要領の改訂を見据えて質問項目を全面的に改訂した年度です。この5年間、全ての共通小項目において肯定的な回答の割合が増加傾向にあります。具体的には、項目「1」を除き、肯定的な回答の割合が令和元年度の調査から約4%上昇しております。現行の学習指導要領に基づく授業づくりが各学校に浸透

しており、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の成果が着実にあがっているものと考えております。また、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、前年度末から長期の臨時休業を経験しました。その際、臨時休業中や段階的に教育活動を再開する中で、感染症対策として、学校の教育活動全般におけるICT機器の活用が進み、各学校では、新型コロナ禍においても、オンラインを活用して対話的な学びの実現に努めました。その後も、その成果を生かし、授業におけるICT機器の効果的な活用に向けた工夫に取り組んだ成果と考えられます。しかし、項目「1」に対する肯定的な回答の割合は、他の項目に比べて、増加した割合が小さいことが分かります。一番下の四角囲い、＜課題の改善の方向性＞にもあるとおり、「見通しと振り返り」が、単に活動に対する見通しや振り返りに終始することがないよう、「指導と評価の一体化」を実現するための教材研究の在り方を各学校へ提案する等、授業づくりの支援を具体化していくことが必要です。今後、課題と改善の方向性を各校に周知して組織的な授業改善をさらに推進し、生徒の確かな学力の育成を図っていきます。

報告は以上です。

下城委員 それでは質問がありましたらお願いします。いかがでしょう。

笠原委員 質問項目をそれぞれ拝見していて、例えば、「学習の状況について」の「4」の「授業の中で身に付いたことやできるようになったことを実感することができた」とか、その次の「3」の「自らの考えを広げ深めることができた」とか、こういう質問項目があるのですが、具体的にどういう場面で実感することができたのかとか、自らの考えを広げ深めることができたという、生徒たちはどんなふうに捉えているのかというところまでは、アンケートからは分からないのですか。

高校教育課長 集めているのは数値なので、数値でこちらは把握しているのですが、各学校の方では自由記述欄があり、その自由記述欄に生徒が書いてもらえると、そのフィードバックということで、担当の教員であるとか教科の方にはそれが伝わって把握できると思っております。

笠原委員 教育委員会の方ではそれは集約していない。

高校教育課長 そうです。

笠原委員 課題の改善の方向性の中に「指導と評価の一体化」ということが記載されていると思うのですが、生徒たちがどのようにして、授業を受けた結果として、その効果を実感しているのかとか、具体的にどういう取組の中で、それを実感することが上昇してきたのかという辺りが、やはりとても大事なことになって、数字として上がるということも、もちろん意味あるのですが、そうではなく、やはりどうやって指導を工夫しているのかということをお互いに、学校内はもちろんそうなのですが

も、知ることもとても大事なことですし、そのことが結果として子どもたちの学習に対する意欲も向上させるところにつながってくるのかという気がしているので、できればその辺りのことが分かるような結果の示し方をさせていただけるとありがたいと思います。なぜかという、結局、小学校、中学校でも、そういう探求的な学びというのは、高校よりも、ずっと早く取組をしてきているわけですが、昨年度ですか、この結果が出たときにお話ししたと思うのですが、中学校から高校に行ったら、「主体的・深い学びの場面があまりなくて少し残念だった」という高校生の感想をお伝えしたことがあったかと思うのですが、そういう学びのつながりというのは、子どもたちの学習意欲とか好奇心がさらに広がっていくということがすごく大事なことだと思うので、是非そういう辺りの工夫につながるような示し方をお願いできたらと思います。

下城委員

他にいかがでしょうか。

私も一言。こういう授業評価アンケートは、大学でも始めてからかなり時間が経ちました。最初にやった意味というのは、あまりにも、旧態依然とした板書だけ続ける教員がいることがいかなものかということからだったと思うのですが、だんだんそういう授業改善も浸透してきて、最初、評価する学生生徒の側も恐らくアンケートに慣れなくて、どうつけてよいか分からないから全部○（丸）にしたりとか、あるいは全部×（バツ）にしたとかというのが出たと思うのですが、そういうこともだんだん慣れてきて、本当にコンスタントに評価ができるようになってきているのではないかなと思います。そうなのですが、85点何パーセントという数字が非常に高いのですよね。これは気持ち悪いと言ってもよいかもしれないのですが、先生たちはこれを見て満足なのかもしれないのですが、最終的にはこれで、生徒のパフォーマンスがどれだけ上がるかということがゴールなので、これで満足してよいという話ではないので、これで、もしも、生徒のパフォーマンスが上がっていないとしたら、アンケートも含めてもう一回検討し直さなくてはいけないという。ある意味、この取り方のアンケートだと、数字がここまで上がってきているので、もうこれより先はないように思うのだけれど、でも、生徒のパフォーマンスが上がっていないとしたら、もう少し、どう、そこを変えたら、本当のところの実情のパフォーマンスが上がらないというのが見えてくるのかというのを、全部考え直さなくてはならないという、そういう数字なのかもしれないのです。ある種の均衡点、平衡点にも達してしまっている。そこら辺をいつも大学でも、どういう答え方でこの項目に対して、こんなに皆、一律に高かったりするのかというのは、常に考えながらアンケート項目をブラッシュアップしていく。場合によっては、次の年度の数字がガクンと下がるようなときも、それで出てくるのですが、それは教員のパフォーマンスが悪くなったというのではなくて、質問の仕方を変えたからなのです。質問の仕方を変えたことによって、むしろ実情が見えてきたから数字が下がったという、今までのご都合主義ではなく、ということもあるだろうと思いながら、我々もやっていますので、そういうことも、今後考えていただければと少し思いながら聞いていました。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それではご質問がないようでしたら、日程第2の臨教第57号議案に移ります。

臨教第57号議案

神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画の改定について

説明者 高橋管理担当課長

管理担当課長 ファイル03臨教第57号議案をご覧ください。「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画の改定について」です。1/22ページの下の段です。提案理由ですが、厚生労働省告示の「障害者活躍推進計画作成指針」の改正に伴い、定着に関する目標を位置付けるなど、神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画について所要の改正をいたしたく提案するものです。

詳細な内容について、21/22ページ「臨教第57号議案関係」をご覧ください。「1 現行計画期間」ですが、令和2年4月から令和7年3月までの5年間となっております。

「2 経緯」ですが、今回、国の指針改正の中で、定着に関する目標の設定が必要とされたことから、本県教育委員会においても定着に関する目標を計画の中に位置づけるものです。

「3 改正の内容」ですが、定着に関する目標を新たに設定するもので、具体的には、「職場環境を理由とする不本意な離職を生じさせない。」ということを目指とするものです。

「4 目標設定の考え方」ですが、離職の中には、本人の希望による積極的なキャリア変更などもあるため、離職を全く生じさせないことを目指すべきものではないと考えております。また、障がいのある職員の更なる活躍推進を目指すためには、計画上の取組を着実に推進し、誰もが働きやすい職場を実現していくことが必要となりますが、これはひいては、職場環境を理由とする不本意な離職を生じさせないことにもつながっていくため、定着に関する目標として位置づけるものです。

なお、21/22ページ「2 経緯」【国の指針等改正内容】の中にも記載がありますけれども、国の「作成手引き」の中でも、例示として、不本意な離職を生じさせないといった定性的な目標が示されており、他自治体でも一定数同様の目標設定がされているところです。また、この目標設定の考え方は、各任命権者が出席する神奈川県庁の障がい者活躍推進検討委員会において議論されて、知事部局においては先行して、同様の内容で1月に目標設定がされているところです。

22/22ページをご覧ください。参考として、本計画の改定イメージが表の記載のとおりとなっております。定着目標の新たな設定に加えて、令和4年度末の法定雇用率の改正により、令和6年度からの法定雇用率が2.7%に引き上げられたため、令和6年6月1日の数値目標を2.5%から2.7%に、併せて改正を行います。以上で臨教第57号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ります。

次に「2 懲戒処分事案等を踏まえて実施した取組」についてです。始めに「(1) 臨時県立学校長会議の開催」についてです。県立学校職員の逮捕事案が相次いで発生したことを受け、臨時の県立学校長会議を開催し、教育長訓示、飲酒のリスクの周知等を行ったところです。次に「(2) 教員のコンプライアンスマニュアルの改訂」についてです。「教員のコンプライアンスマニュアル」について、教育実習生へのハラスメント防止策等の記載を追加し、各県立学校等に配付しました。次に「(3) 教員採用試験における工夫」についてです。採用段階での対策として、教員採用試験の面接で、受験者が提出する自己アピール書に、新たに不祥事防止についての考えを記載させる取組を開始しました。次に「(4) 県・市町村不祥事防止協議会の開催」についてです。各市町村教育委員会（政令市除く）と再発防止策等について協議しました。次に「(5) 不祥事防止研修の開催」についてです。性暴力防止に携わるNPO法人を招き、県立学校長や市町村教育委員会を対象に、性暴力が被害者に与える影響や被害が発覚した際の初動対応等に係る研修会を開催したところです。次に「(6) 教育長メッセージ動画の発出」についてです。教育長から全職員に、不祥事防止に向けた心構え等について、動画による緊急メッセージを発出しました。次に「(7) 新たな研修用映像資料の作成」についてです。性暴力被害を受けた被害者の心理等を理解させる研修用映像資料を、性暴力防止に携わるNPO法人の協力を得て作成しました。次に「(8) 県・市町村教育長会議における要請」についてです。各市町村教育長に対し、今年度の懲戒処分の状況等を説明し、再発防止策を徹底するよう要請しました。

最後に「3 今後の取組」についてです。今後は、教職員の倫理観を向上させるための研修等を引き続き実施するほか、資料記載のとおり、従来施策の効果検証やモデル校を指定しての有効な対策の検討などを行っていきたいと考えております。

報告は以上です。

下城委員 それではご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

笠原委員 質問ということで、この市町村教育委員会等でお話をしたときに、特に市町村教育委員会の方から出た意見で、今後の取組に反映をしているのか、それとは別に何か参考となるようなご意見等もいただいているのかを教えてください。

行政課長 市町村教育委員会からいただいた意見としては、県教育委員会で毎月不祥事防止啓発をチェックリストみたいなものを作って配っております。そういったものに関しては、やはり各学校で使う部分に関しては有効的な部分が多いという意見をいただいております。一方で、市町村教育委員会を取り組めるところに関しては、やはり少し限界の部分があると。そういったことに関しては、県教育委員会のいろいろな、例えば、研修資料の作成のサポートの部分には、やはり連携して行っていただければありがたいという意見をいただいております。今後も、やはりそういった意見等を踏まえて、県教育委員会としても、服務監督権限は市町村にはありますが、そういった不祥事防止に関しての研修資料のサポートといった部分に関しては、引き続き課題として

取り組んでいきたいと考えております。

吉田委員 感想です。この質問が出たときに我々の質問が出ないのは、もうここ数回ずっとこの話題で、もうしゃべり尽くしているのだよね。散々言い尽くしている。そういうことだから、今質問が出なかったのだと思ってください。これで我々が問題ないと思っているわけではない。だからもう、質問が出ないぐらい我々はディスカッションして、いろいろ検討した内容だから、あえてこの場ではない。引き続きよろしく願います。

下城委員 他にいかがでしょうか。

私も同感です。もう言葉が出ない。もう、やらなくてはいけない、こっちからできること、もっとやらなくてはいけないことがあるのかもしれないけれど、こっちからできる、今まで考えてきたことで、できることは散々やってきたのに、それがどういうわけか減るのではなくて、増加傾向で最多となってきたというのを一回、もうどう考えたらよいのだろうと言葉が出ない。新型コロナが終わったからとか、いろいろ当初は理由も考えたのですけれども、それで話が済むという状況ではなくなってきていて、年末に向けても増え続けたし、だから、本当に、この場では言葉が出ないというのが正直な感想だと自分も思っています。どうしましょう。

他にいかがでしょうか。

笠原委員 では、よろしいですか。吉田委員をはじめ、下城委員もおっしゃり、私も全く同感で、本当にどんな言葉を労しても、我々はこれ以上、何ができるだろうかという思いがあるわけです。先般、教育長は、ご自身の対応を発表されている。我々も教育委員として、言葉にならないから何もしないというわけではなく、我々として何かできることをしなければならぬという思いは、ものすごく持っていて、それがどういう形ですることが、本当に少しでも効果があるのかと考えたときに、そもそも学校というのは、子どもたちの心と体の安全と安心が守られるべき場所なはずだと私は思っているのです。そのことが守られなくなってしまったということは、本当にあってはならないというか、もう言葉にならない状況だと認識をしていて、やはりやらなくてはならないという思いがあって、教職員に働きかける不祥事根絶に向けた緊急メッセージのようなものを、改めて教育委員として出したいという強い思いがありまして、今回是非、動議として提案させていただきたいと強く思う次第です。よろしく願います。

下城委員 ただいま、笠原委員より動議の提案がありましたが、委員の皆様方は賛成いただけますでしょうか。

全委員 (賛成)

下城委員 それでは、動議について、教育長にお願いしたいと思います。

教育長 ただいま笠原委員から動議が提出されました。1名以上の賛成もありましたので、会議規則第10条第2項に基づき、追加日程として、不祥事根絶に向けた緊急メッセージを議題とさせていただきたいと思います。

 進行については、会議規則の規定に基づいて、下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでは緊急メッセージについて、笠原委員の方でメッセージの案は提出されていますでしょうか。

笠原委員 せんえつながら、メッセージ案を作成させていただいておりますので、恐れ入りますが、事務局の方から配付をお願いします。

下城委員 それではメッセージ案について、少し時間をとりたいと思いますので、皆さんご一読いただけますようお願いいたします。

 よろしいでしょうか。笠原委員からメッセージ案作成に当たり、ご説明などがありましたらお願いします。

笠原委員 説明というほどのことでもありませんけれども、メッセージ案に書かせていただいていますけれども、ほとんどの教職員の皆さんは、本当に真摯に教育活動に取り組んでいただいていると認識しております。しかし、やはり先ほど申し上げたように、子どもの安全・安心が守られるべき学校という場において、自校の生徒等に性犯罪・性暴力を行う教員が、一握りでもいるという、その状況に対しては、言葉にならない状況です。同時に、教員としての資質に欠けていると言わざるを得ないかと思えます。この事を重く受けとめて、今回、「県立学校の教職員の皆さんへ」という形で、呼びかけるような形で、一人一人が自分ごととして考えていただいて、教育公務員として、自立した行動を心がけていただくということを願い、緊急メッセージを作成させていただいたという次第です。よろしく申し上げます。

下城委員 それでは何かご質問はありますでしょうか。動議に関しても笠原委員に関しても、あるいは事務局への質問でも、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょう。

 少し私から。今、笠原委員にご説明いただいた動議ですが、全ての県立学校教職員の皆さんということで、○（丸）が三つ、メッセージが並べてあるのですが、一番最初のところ、教職員の皆さんは「生徒の心と体の安全・安心を守るべき存在である」ということですね。「守るべき存在である」、大人同士の対等の関係というのではなくて、まず教育公務員は、児童生徒に接する立場の大人として、まず守るべき存在であるということが大前提。それから最後の三番目の○（丸）のところですが、なので、教育公務員として、高い倫理観を持たなくてはいけない、一般の大人の倫理観以上の倫理観を持たなくてはいけないという仕事を自分たちはしているのだということですよね。私は大学で倫理学を専門に教えているのですが、もうこれに尽きるという

はじめに、1/2ページ【陳情書の趣旨】については、記載のとおりです。

2/2ページをご覧ください。具体的な要望内容として、「2024（令和6）年度の教科書採択は、以下の内容を取り入れて実施すること」とあり、「1」から「5」の要望が挙げられています。

まず、「1、教科書採択のあらゆる過程において公開性を徹底すること」として、「（1）採択を決定する教育委員会をはじめ、調査研究委員会、選定委員会等を公開で行うこと」、以下、「（4）」まで挙げられています。

次に、「2、実際に教科書を使用する学校および教員の意見を最大限尊重すること」として、「（1）」教科書の見本本の回覧の留置日数の確保について等、以下、「（3）」まで挙げられています。

「3、調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること」として、「（1）」管理職に限定せずに教員を配置し、その意見を尊重すること等、以下、「（3）」まで挙げられています。

「4、採択は、最終的に決定する教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと」として、「（1）」教育委員会で採択を行う際は、調査研究委員会及び選定審議会等の報告に示された選定・推薦を尊重すること等、以下、「（3）」まで挙げられています。

最後に、「5、法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること」として、できるだけ多くの保護者や住民等が閲覧できるようにするため、公民館等の閉館時間程度まで開催すること等、以下、「（1）」で3点、「（2）」で3点それぞれ挙げられています。

なお、本件に関して、団体からの回答要望はありません。また、教科書採択は、無償措置法をはじめとする関係法令や文部科学省からの通知に基づいて行われており、現状、本陳情書に対して、特段の対応は考えておりません。今後も引き続き、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切な採択事務に努めてまいります。報告は以上です。

下城委員

それではご質問がありましたら。それでは、他にご質問がないようでしたら以上とさせていただきます。

次に、日程第1の臨教第58号議案に移ります。ただいまから非公開の会議に入ります。

会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、副局長、総務室長、行政部長、管理担当課長、教職員人事課長、県立学校人事担当課長を指定します。

（10時32分非公開の会議に入り、10時52分公開の会議に戻る）

教育長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和6年3月22日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

<非公開会議審議等結果>

日程第1

臨教第58号議案

- ・ 県立学校人事担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第59号議案

- ・ 副局長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。